

サヨナラ原発福井ネットワーク通信

2018.6

No.13

連絡先：福井県越前市瓜生町 51-2-7 若泉方 090-7083-8921

waka3@rk9.so-net.ne.jp 【ホームページ】www2.interbroad.or.jp/shimada/denuclear.html

郵便振替講座：00780-9-40314



■大飯原発控訴審判決 7月4日です 福井から原発を止める裁判の会 ——嶋田千恵子



2015年5月21日の一審勝訴判決のあとに迎えた控訴審は、17年11月20日に13回の口頭弁論を終え結審とされてしまいました。弁護団と裁判の会は弁論再開を求めて、署名、抗議、デモを展開し 20日行動として8月から毎月20日に金沢の裁判所前で市民と観光客に裁判所の理不尽さを訴えています。今年の大雪の際もおこないました。

弁護団の弁論再開の4回の申立や、裁判所法行動と称す毎月20日の叫びも裁判所には届きませんでした。

元原子力委員会委員長代理の島崎邦彦さんの証言では、「関電は必要な地盤検査をしていない」「原子力規制委員会はきちんと審査をしていない」と言うことがわかりました。しかし、裁判所はここで審理を打ち切ってしまいました。

弁護団は①地盤調査の問題点 ②基準地震動の過小評価 ③安全審査の欠陥をあげ その後の地盤調査の評価の恣意的な誤りや、火山灰の想定規制委員会の見直しについての討論が十分に尽くされているとはいえない点についてさらなる裁判での討論をおこなうべきとしています。

5月にはいり、地震学者の瀬藤一起さんがNHKラジオ放送で、「基準地震動の評価は過小に過ぎる。

原子力規制委員会が、地震調査研究本部の強震動予測手法の改訂に反して、明らかに不合理な審査を行った」と話されています。

私達は「人格権は憲法上の権利であり —— 我が国の法制下においてはこれを超える価値をほかに見いだすことはできない」と判断した一審判決を維持すべくがんばっています。

支援をしてくださる方の中には、裁判の内容術論的すぎて ついて行きにくいという声もでています。広報誌「かたくり」を通して皆様に内容を正確に そしてわかり易くと、務めているつもりです。

世論調査では原発再稼働反対が60%を超えています。世界の再生エネルギーを軸にした政策では、日本は一周も2周も立ち遅れていると言われています。昨今はさすがの経産省も再生エネルギー推進を唱える必要を感じているようです。しかし内実は従来通りの方針しか打ち出せておりません。

判決日の7月4日には大勢の皆様のご参加を願っています。司法が独立した、将来を見据えた判断ができるかの局面となるでしょう。あるいは、行政の前に頭をうなだれて、規制委員会が大丈夫といっているから原発をうごかしてよいというのでしょうか。

■続 原発停止の地域経済への 影響は大きくない ——山崎隆敏

約三十年前、「私は社会活動家ではない。運動を生きがいにするなどまっぴらな一介の小商人に過ぎない。」と書きました。その思いは今も変わりませんが、そのころ匿名(たぶん県庁職員?)の方から「県政のオピニオンリーダーになってください」という手紙をいただいています。

そのころから私たちは「原発の時代は終わった」といい続けてきたものですが、推進派にとって事

態はますます困難になってきています。たとえば、自公政府が「この先も原発を動かし続ける」とどんなに力んで喧伝しても、数年ののちに使用済み核燃料(核のゴミ)でプールが満杯となり、原発の運転を継続することができなくなります。むしろ原発を推進する側の方こそが危機に陥っているというこの事実を県民にしっかりと理解してもらい脱原発の世論をより大きくしてゆきたいと私は願っています。特定の間人ではなく、問題に気付いた市民一人ひとりがオピニオンリーダーの自覚を持って隣人にこの事実を伝えていっていただきたいのです。

さて、昨秋のニュース(No.12)で私は、「原発停止の地域経済への影響はさほど大きくない」ことを書きました。今号はその続きです。「原発立地の町は非課税者の割合が高い」問題については重複箇所もありますが、県外で講演の折などに再検討し加筆した部分もありますので、ぜひお読みください。

約三十年前には、数人単位の小さな勉強会に招かれる機会が無数にありました。県内では謝礼は無用です。いつでもうかがいます。

■**原発が立地町にもたらした「ゆがみ」=格差**

前号ニュースのグラフ 1 でも見たように、鯖江市の所得額は 1975 年から 1993 年までは敦賀市を上回っていました。1993 年の納税義務者の所得総額は鯖江市の 92,881,770 千円に対し、敦賀市は 89,774,084 千円です。しかし、平均所得額(納税義務者一人当たりの所得額)は、人口の多い敦賀市の方が少しだけですが上回っています(グラフ 6)。たとえば、1993 年度は鯖江市の一人当たりの平均所得額 311 万円に対し、敦賀市は 323 万円です。これは、敦賀市は鯖江市よりも納税義務者が少ない、つまり、非課税の住民が多いことを意味しています。

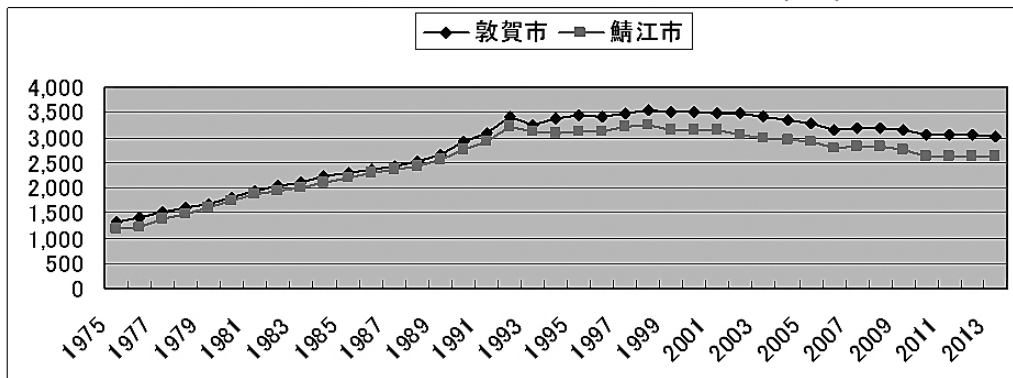
また、美浜町・高浜町・おおい町の立地 3 町も県内の他の町に比べ「納税義務者一人当たり所得額」は約 10 ~ 20% 多いのですが、他方で非課税者の割合が高くなっています。これには二つの理由が考えられます。

一つは、立地 3 町は県内他町と比べ電力会社の職員や原発関連企業の役員家庭(高額納税世帯)が多いため立地町の平均所得を押し上げているでしょう。関電によれば、県内で働く社員は約 2,000 人。たとえば大飯原発では、うち 500 人が従事(中日新聞 2017 年 12 月 23 日)しています。

チェルノブイリ事故を境に原発への風当たりが強くなった 80 年代以降、電力会社は社員を家族同伴で地域に溶け込ませようと努めてきました。周知のように福井県は共働き率が日本一で、専業主婦の割合は少ないのですが、関電など電力社員の世帯は福井県の一般家庭のような慣習には染まっていないのでしょうか。つまり、電力社員の家庭は専業主婦(非課税)が多く、それが非課税者の割合を押し上げていると考えられるのです。

非課税者の割合が高くなっているもう一つの要因は低所得世帯層、たとえば嶺南に住む約 1,500 人の下請けの被曝労働者の存在が他の町より多いためと考えられます。原発の定期検査には 1 基あたり平均 2,750 名ほどが必要とされています。そのうち約 1,200 名は嶺北や関西からの作業員で、約 1,500 名が地元で定住する人たちです。原発が稼働した 40 年間の累計人数は定かではありませんが、万単位の人数になるでしょう。被曝労働者の給与は一般労働者の平均給与より 10% 以上高いのですが、高木和美氏の『原発被曝労働者の労働・生活実態分析』(明石書店)によれば、働く期間は長く続かず、仕事をやめたあと病気になるなど生活保護水準の生活に転落するケースが多いようです。つまり彼らの多くが非課税の低所得者となっている可能性が高いのです。

グラフ 6 鯖江と敦賀の納税義務者の平均所得額(千円)



以上の二つが原発立地自治体では非課税者の割合が高くなっている理由と考えられます。原発マネーが流れ込んだ原発の町は、高額所得の世帯を生み出す一方で、皮肉にも町内での所得の格差を大きくしてしまいました。

■立地市町の財政は3・11以前から徐々に悪化

電源三法交付金と原発の固定資産税の二つが一般会計予算に占める割合は、敦賀市 21%、美浜町 26%、おおい町 40%、高浜町 40% (2009年) です。

周知のように電源三法交付金の使途は当初は道路や公共施設など建設事業に限られ、箱物がたくさんできました。その後、使途が自由になり、施設の維持運営や職員（施設のみ）の人件費にもあてられるようになりましたが、その肥大化した維持管理費などが財政圧迫の要因にもなっています。

先述したように、原発の恩恵を受けているのは全体の約1割程度の建設業やサービス業などです。次表は、立地市町の支出を類似団体と比較したものです。

* 類似団体=(財)地方財務協会が人口構成や産業構造など各種指標をもとに市町を分類(Ⅱ-3・Ⅲ-2)

2014年 類似団体	敦賀市 Ⅱ-3	美浜町 Ⅲ-2	おおい町 Ⅱ-2	高浜町 Ⅲ-2
人件費	0,97	1,49	1,35	1,31
物件費	1,33	1,62	2,70	1,92
維持補修費	4,17	2,42	4,49	1,60
補助費	1,30	1,75	1,52	1,09
繰出金	1,15	1,65	1,63	1,97
普通建設事業費	1,50	1,56	3,92	3,17
歳出総額	1,18	1,44	2,10	1,72

- ・物件費＝賃金（人件費以外）
- ・備品購入費、委託料
- ・補助費＝様々な団体への補助金、負担金
- ・繰出し金＝他会計、基金への繰出に要する経費
- ・普通建設事業費＝施設などストックとして将来に残るもの

立地自治体は他の類似市町に比べ、建設事業費は相変わらず高止まりの状態です。ハコモノが多いため、物件費や維持補修費の比率が類似市町に比べ高くなっています。繰り出し金が多いのは下水道会計などへの持ち出しです。とくに電源三法交付金の使い道の多くは、避難道路や温排水対策など原発があるからこそ必要となる公共事業に充てられていますし、原発依存の財政からの脱却を志向するにあたり、過剰な箱物建設などへの投資的経費を計画的に抑制してゆくことで、影響を緩和できるはずです。

また、固定資産税など失われた原発関連税の減収の75%は翌年の普通交付税で補填されるため原発の廃止で収入がゼロになることはありません。た

だし、原発の廃炉が決まれば「電源三法交付金」はゼロになります。経産省は2016年12月、廃炉により「電源三法交付金」が打ち切られる自治体に前年度実績の八割の額を交付する「廃炉交付金」制度を創設しました。交付額は今後十年間で段階的に減らす方針のようです。もっとも2030年の電源比率を原発20～22%とする方針の政府が「廃炉交付金」制度を全原発に適用することなど想定してはいません。自治体の判断で原発を廃止でき、いつでも「廃炉交付金」を受け取ることができる仕組みを国に作らせなければなりません。沖縄県の翁長知事のようにそれを県民とともに国に求めるのが知事や県議の仕事であり、それこそが「自治の実践」なのです。

■廃炉ビジネスは被曝ビジネス

「原発が無くなれば雇用が失われる」といわれませんが、原発を立地している町での雇用とは、その多くが被曝労働なのです。そもそも、反原発運動の原点には、たとえ原発が安全に稼働したとしても、定期検査などで労働者が被曝を余儀なくされていることに対する反対・批判がありました。原子力産業は、被曝労働なしでは回らない非人道的な産業であることを私たちは再認識する必要があります。

「廃炉ビジネス」という言葉が独り歩きしています。しかし、役目を終えた原発のために労働者が被曝を強要されることを容認してはなりません。これまで私たちは、「被曝の雇用」という非人道的労働を当たり前のように受け入れてきましたが、「廃炉の時代」を迎えるにあたり、このような被曝の雇用を期待せざるをえないようないびつな社会構造をこそ変えてゆく必要があるのではないのでしょうか。

■廃炉解体をしても解体ゴミの行き先はない

原発の解体撤去を意味する「廃炉」では、膨大な放射性廃棄物が生み出され、その処分先がありません。政府は、美浜1・2号と敦1号の原子炉を解体・撤去し、放射性廃棄物を埋設処分・再利用する計画です。西川知事は会見で、原発（敦賀1と美浜1・2）の解体で出る低レベル放射性廃棄物についても、全て県外に搬出するよう事業者にも求めています。（中日2016年2月16日）

しかし現実問題として、2008年から廃炉解体作業を進めている「ふげん」から出ている低レベル放射性廃棄物の処分地はいまだどこにも決まっていません。2014年の段階で低レベル放射性廃

棄物は約 890 トン分あり、これらはタービン建屋内に仮置きされています。低レベル放射性廃棄物の貯蔵容量は 200 リットルドラム缶換算で 2 万 1 5 0 0 本ですが、すでに運転中に出ていた放射性廃棄物 1 万 9 千本が貯蔵されているため、余裕はほとんどありません。

ふげんの岩永技術主幹は「焼却したり積み替わたりして減量に努めているが、満杯になれば解体は当然ストップする」と懸念を示しています(2012 年 3 月 12 日毎日新聞)。

また、当初計画では 2013 年度に原子炉周辺機器の解体をはじめの予定でしたが、プール貯蔵の使用済み燃料 466 体を搬出(予定では 2017 年までに)できずにいるため、解体作業を進められません。政府の廃炉解体計画はかように場当たりのです。

西川知事は、放射性廃棄物を県内に留めておきたくないと思えば、廃炉原発を次々に解体させることを安易に認めてはならないのです。当面は、放射能汚染されていない部分のみの解体撤去にとどめ、高濃度に汚染された部分は超長期(100 年)密閉し保管すべきです。

■使用済み核燃料 乾式貯蔵(空冷)は プール貯蔵(水冷)より安全! ? の誤解

原発サイト内のプールには大量の使用済み核燃料が行き場がないまま保管されています。関電は 2018 年度中に県外に貯蔵場所を確保することを福井県と約束しました。貯蔵場所が見つからなければ、高浜原発のプールは数年で満杯になり、そうなれば燃料交換ができずに運転継続が不能となります。

他方で、プール保管は危険だから、空冷の乾式キャスクに入れて保管すべきだという声が原発反対派の中からも聞こえてきます。

しかし、5 年以上プールで冷やされて反応度が低くなった使用済み核燃料が臨界に至る危険はほぼありません。また、プールの水が抜けても、中性子線が減速されないため再臨界に至る危険は逆にゼロになります(軽水炉原発では、水が炉心冷却の働きをすると同時に高速中性子線を減速させ核分裂反応を進める働きもしているのです)。

プール保管の危険性を論ずるなら、運転を継続することで、ホットな使用済み核燃料がたえずプールに供給されることの危険をまず訴えるべきです。なぜなら乾式貯蔵施設ができて、そこには 5 年以上プールで冷やした使用済み燃料しか入れることはできません。交換したばかりのホットな使用

済み燃料はプールの水で 5 年以上冷却しなければならないからです。つまり、原発の運転を止めない限り、プール事故の危険はなくなるのです。

静岡県の川勝知事は「使用済み核燃料の処理方法が決まらない限り再稼働は認められない」と表明しています。他方で西川知事は「2018 年度内に使用済み核燃料の行き先を確保する」という関電の空約束だけで、大飯原発の再稼働を認めました。

西川知事は、若狭が核の墓場になるのは困ると考えるのであれば、関電のあてにならぬ約束など鵜呑みにせず、「原子炉設置許可条件である使用済み燃料の処分の方法が事実上なくなった以上、原発の設置許可は取り消されるべき」つまり「再稼働には同意できない」と関電や国に物申すべきでしょう。

使用済み核燃料をプールに置いておくのは危険だから、空冷式の乾式貯蔵施設(中間貯蔵)に移さなければならない、という議論が反対派の中にもあります。しかし、これは人々の不安心理につけこんだ巧妙な「再稼働推進」のための方策として推進派に悪用される危険があります。この問題について長沢先生に質問しました。より詳しくは「長沢講演録」をご参照ください

Q 地震により建屋が壊れた場合、落下物によってプールの中にある使用済み核燃料が潰れた場合、臨界事故の起きる可能性はないのでしょうか？

A 使用済み核燃料はラックに挿入されていて、余剰反応度の低い使用済み核燃料が臨界に至る危険性はほぼないと思います。ただし、新燃料や 1 サイクル後の使用済み燃料の場合には余剰反応度が高いため、再臨界のリスクはありますが、そのために、これらの配置場所はラックの外周部となっていて、ラックが崩れても再臨界する恐れはほとんどないと思います。もし、プールの冷却水が抜けるような事態になれば、中性子線が減速されないため(核分裂が進まず)、再臨界に至る危険はゼロになります。米 NRC でのプール貯蔵と乾式貯蔵の安全比較でも再臨界は全く問題にされていません。

—(私たちは)「原発再稼働促進の乾式貯蔵反対」「使用済み核燃料を生み出し続ける乾式貯蔵反対」の立場を鮮明にした上で、その危険性について批判すべきだと思います。その中心は何と云っても、

乾式貯蔵導入によって、新しい使用済み核燃料が次々と生み出され、プール貯蔵での冷却失敗事故（燃料溶融事故）の危険性が高められるということです。

乾式貯蔵そのものの危険性（を議論するの）はその次の段階ですが、乾式貯蔵キャスクが地震動に耐えられても、その中に貯蔵されている核燃料集合体が健全であるかどうか、キャスクの密封破壊が起これば放射能が放出されることが問題になると思います。

また、平常時でも、キャスクの劣化が進めば放射線遮蔽機能が低下して労働者被曝線量が高まる恐れがあり、50～100年後にキャスクが劣化して取替えが必要になっても中の使用済み核燃料を取り出して入れかえることはほぼ不可能で、より大きな容器にそのまま入れるしかないだろうと思われれます。

政府等はその前に再処理または「深地層処分」を行う予定だと主張するでしょうが、それはそれで独自の放射能災害の危険が高まります。つまり、乾式貯蔵の問題点を議論する際にはプール貯蔵か乾式貯蔵かの比較に限定されたり、乾式貯蔵だけに狭く捉えたりするのは間違った結論を導く危険があります。—



Q 関電が乾式貯蔵での保管をはじめることになったとしても、保管容器を造るのに時間がかかるため、また、容器を一度にたくさん造ることはできないため、プールの空をたくさんつくることはできないのではないかと。つまり、定検で交換する本数分のプールの空をつくるほどの保管容器を一度に造ることはできないのではないかと。

A キャスク製造に何年もかかるようでは、そもそも乾式貯蔵への移行は電力会社から提案されないのではないのでしょうか。米国でのこれまでの経験をみても、そのようなことは起きていません。

—私たちは、将来的な保管と現在の問題を混同している人たちのために、次のように丁寧に語ってゆくしかないでしょう。—

①使用済み核燃料は将来的には乾式貯蔵で保管（その安全性は別に議論）し続けざるをえない。

②しかし、原発を稼働すればたえずホットな使用済み核燃料が生みだされ続ける。

③ホットな使用済み核燃料は数年間はプール（水冷）で保管しなければならない。

④つまり、原発の稼働が続く限りプールは必要となる。

⑤したがって原発が動いている限りプール事故の危険はなくなる。

⑥プール事故の憂いを無くすために、ただちに原発の運転をやめホットな使用済み燃料を新たに生み出さない。

⑦原発の廃止を決めた後に、「乾式貯蔵をどこでやるか」の国民的議論をはじめなければならない。

■ 4.22 大飯原発うごかすな！
関電包囲全国集会に参加して
——若泉政人

大飯原発 4 号機の再稼働を目前に控えた 4 月 22 日、福井のみんなと関電包囲全国集会に参加した。全国から大飯原発の再稼働を許さないという声が集まり、そびえ立つ関西電力を包囲した。高浜原発 3、4 号機と大飯原発 3 号機が再稼働している中、原発に反対する人々が 700 名を超えて集まり、声をあげて包囲し、デモ行進をしたことに勇気づけられた。福島事故から 7 年が過ぎながらも事故は収束せず、事故原因も究明できていないにも関わらず、国や電力事業者、福井県が原発を推進しようとしていることに対して、私自身、矛先を向ける怒りではなく、「どうしてこのような理不尽なことが続くのだろう」という気持ちを抱いていた。そうしたモヤモヤとした気分で大阪の関西電力本店の前に立っていた。

そこでは、四国の方や川内原発で抗議を続けている人、福島の方や関東の方、そして関西の「仲間」の顔があった。見知った顔を見ることは、何かほっとさせるものがある。そうして私たちが対峙するのは、無表情で巨大な関西電力である。物理的には勝ち目がなさそうに思える。しかし、こうした集会や裁判など、各地で「闘い」が続けられるこ



とで、少しずつ事態が変わりつつある。原告 174 人中 172 人が区域外避難をした方々の裁判で、京都地裁が、国、東電の責任を認める判決を出し希望を与えてくれた。司法は三権分立の中で、立法、行政とは異なり受け身であり、自らのメッセージは判決で示すという形になると言われていることもあるようだけれども、国や電力事業者に対して「おかしい」という世論を反映していると考えてまちがいない。

デモ行進で無関心な人々の様子を見ながら、今年 1 月に亡くなった原子力市民委員会の吉岡斉の言葉である「原発は万人を不幸にする」を考えていた。この言葉は、去る 4 月 14 日の「“廃炉時代”を考える意見交換会 in 福井」にて、吉岡さんの後を受けて原子力市民委員会座長に就いた大島堅一龍谷大学教授が教えてくれたものだ。不幸にする要因として、「福島原発の事故処理、原発の廃炉、放射性廃棄物の処分、長期にわたる取り組み・莫大な費用」が上げられていた。他に、「(原発が)危険な技術である以上に劣った技術」とおっしゃっていたことも加えていいただろう(参照:『NONUKES voice vol.15』)。人を不幸にし、かつ劣った技術でありながら 60 年もの稼働を目指そうとする日本、電力事業者、福井県。それはやはり、おかしい。

ご存知のように、大飯原発 3、4 号機は名古屋高裁金沢支部の判決を待つ状態である。昨年の島崎邦彦元原子力規制委員長代理の証言は、日本における原発訴訟の大きな歴史的な意味を持つものだ。にもかかわらず、内藤裁判長はその証言をもとに、問題を掘り下げることがしなかった。判決を前に言うことではないとも思うが、原発の「見えない影響力」を見せられているのかも知れない。島崎氏は、5 月 9 日の東京電力強制起訴の第 11 回公判でも、国の専門機関による地震予測「長期評価」をまとめる責任者だったということで証言台に立った。氏は東京電力が長期評価に沿って対策をとってれば、「原発事故は防げた」との認識を明らかにした(参照:5 月 10 日朝日新聞)。国とは何か、ということが鋭く問われるのが原発なのだ、改めて認識した。

この夏、エネルギー基本計画が閣議決定される

という。すでに、電源構成の議論はついたと報じられているが、その内容は、原子力は 20 ~ 22% 程度、再生可能エネルギーは 22 ~ 24% 程度に拡大する方向とのこと。安倍政府は、原発依存度は「可能な限り低減させる」といいながら、原子力を 20~22% と、前回のエネルギー基本計画と同じ割合にしたままだ。これを実現するためには、原発 36 ~ 37 基程度を運転することが必要になるという。矛盾を矛盾と捉えない日本という国はどんどんおかしい方向に向かって進んでいく。やはり顔はない。

だが、経済界も少しずつ変わり始めていると思う。4 月 4 日の日本経済新聞に、東芝の車谷新 CEO (最高経営責任者) のインタビューが掲載された。そこには、経営を悪化させた原子力発電事業について問われこう答えている。「中期のエネルギー計画策定は政府の仕事だ。事故リスクもあり、事業としての難しさが世界的に増している。海外撤退の判断は正しかったと思っている。原発事業の巨大なリスクを 1 社ではコントロールできない。政府保証が必要かどうかという問題ではない」。英国、トルコの原発建設事業も安全対策の費用がかさみ、建設費用が膨らんで難航している。後者の事業については、伊藤忠が撤退した。企業としての本音が見えるようになってきた。

誰も責任を取らないで、海外でいい顔ばかりしようとする、そんな国に日本はなっていないだろうか。国はどのような表情をしているのか、私たちが目にするの待つのではなく、「日本はこんな顔だ」と未来に向けて肖像画を掲げたい。

■この冬の豪雪に思う。

——五十嵐 靖子

テレビの画面に車の渋滞の様子が映し出されたのを見た瞬間、私の中で大きな衝撃が走りました。雪で渋滞していると理解していても、なぜか原発事故からの避難と頭の中で重なってしまったからです。

原発事故が起きれば、渋滞は必ず起きる。敦賀から 30 キロ圏内の私の地域は原子力防災計画では石川県のほうへ避難することになっている。当然 8 号線を北上することになる。自宅待機と言われて、その通りに家でじっとしてられるかどうか、誰だってその時にならないとわからない。一斉に車を出したら 8 号線に出るまでに渋滞になってしまうかもわからない。今回は雪で幸い(?) だっ

たと思う。

雪なら消えます。放射能は消えません。スコップや重機があっても何も役に立ちません。今回沿道の方から差し入れがあって人の温かさをしみじみと感じましたが、放射能が空中に舞っている中、おにぎりを誰が作って差し入れしてくれるのでしょうか？ガソリンスタンドに満杯にガソリンがあったとしても、販売してくれる人はいるのでしょうか？

渋滞を我慢してどこかに落ち着いたとしても、そこから帰れる日が来ないかもしれない。事故時の対策を真剣に考えていたら、再稼働の容認はできないはず。想像力を働かせて欲しい。避難する人の中に乳飲み子、高齢者、障がいのある人。一人暮らしの人。それぞれの方をどう安全に避難させるかと事細かに対策を練らなければ再稼働はできないはず。

事故は起きないとまだ信じているのでしょうか？

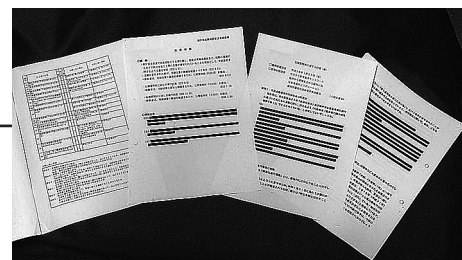
防災計画は机上のもの。実際に起きたらどうなるのでしょうか？

心配でなりません。再稼働は許せない。

なのに、また、大飯3号機、4号機を再稼働させてしまった。福島教訓は生かされていない。

事故後の悲惨な状況を今日も頑張っている方々のことをもう忘れてしまったのか？

私たちの命はいつまでも軽いままなのか？ だが、小さい私たちはそれぞれができる方法で反対の声を上げ続けていくこと。未来の子供たちに対して私たちは黙ってはいけなと思う。



【途中報告：若泉】

2017年3月31日、福井県から私たちの県庁前抗議活動に対して出された公文書による活動自粛要請は、現在、今年1月26日に提出した3度目の公開質問状への回答待ちです。県内部での検討に関して情報公開請求しましたら、黒塗りの文書を含むものでした。

2017年 会計報告 (1月から12月)			
項目	収入	支出	備考
前年度繰越金	632,567		
会費・カンパ収入	228,740		
現地抗議活動諸経費		25,434	ガソリン代等
他団体との連携・賛同費		31,560	
サヨ原通信等発行費		48,562	郵送代
		13,498	封筒、用紙、印刷代等
事務関係費		302	振替用紙購入
その他		14,565	メガホン修理費・電池等
小計	861,307	133,921	
講演会・催し等			
井戸謙一氏講演会		24,058	☆ 「核のゴミ」写真展は2017年11月、12月、18年も1月に開催、嶺南での費用も含めて、2018年の会計に繰り入れます ☆ 会費は1口1,000円です。会計年度は1月から12月までです。全会員に振替用紙を入れてあります。1月以降に会費納入された方には失礼をお許しください。
長澤啓行先生講演会		41,600	
小計		65,658	
合計	861,307	199,579	
次期繰越金		661,728	

【2017年の活動報告】

1月22日	高浜原発動かすな！関電包囲全国集会 共催：1.22関電包囲全国集会実行委員会
1月29日	「再稼働反対！原発のない福井をつくろう！福井県集会」を開催。（於：敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」） 主催：サヨナラ原発福井ネットワーク 参加者150名 敦賀駅周辺をデモ行進の後、集会。高浜原発は、大津地裁の高浜3・4号機運転差止め仮処分決定により運転停止中。2月中にも大阪高裁で異議審の決定が出る予定の中、再稼働阻止と原発後の福井を考える機会を停止中だからこそ行おうと嶺南で開催。中嶋哲演さん、井戸謙一弁護士、岡山巧さん、松下照幸さん、東山幸弘さん、アマーバデモの仰木明さん、橋田秀美さんたちが活動を報告。当会の山崎隆俊さんも「財政の検証」 原発がない町との財政比較をし、むしろ原発がなかった町が生産力や財政が潤っていると発表。
3月11日	「3・11メモリアルアクションー原発のない新しい福井へー」に参加、500名参加（於：フェニックスプラザ） 主催：3.11 さよなら原発福井県集会inふくい 2015 実行委員会
3月28日	大阪高裁は、高浜原発3・4号機の地裁仮処分を取り消し。この決定は「新規性基準に不合理はない」とのこと。また危険性は住民側に立証責任がある。福島事故の原因は解明されたとしています。大阪地裁は福島原発事故をまるでなかったかのように新規性基準を評価。
3月31日	福井県財産活用推進課が、会員他が2013年から毎週月～金曜まで昼12時～1時に行っている「ランチタイムアピール」の終了後、「県庁前交差点で市民活動をされている皆様へ」と題した、同課長の押印のある活動自粛要請公文書を無理やり手渡した（拒否したのにファイルに入っていたことに気がついたのは一週間後）。4月に公開質問状を提出したことが全国的に報じられた（2018年6月16日現在、1月26日に提出した3回目の公開質問状への回答待ち）
4月7日	県内5団体が 福井県に対し、高浜3・4号機の再稼働を容認しないように要請
4月21日	福井県による県庁前抗議活動に対する自粛要請公文書に対する公開質問状提出（第1回目）
5月7日	高浜原発うごかすな！現地集会 主催：高浜原発うごかすな！実行委員会 呼びかけ：原子力発電に反対する福井県民会議
5月8日～12日	リレーデモ（高浜～おおい～小浜～若狭～美浜～敦賀～越前～鯖江～福井）主催：高浜原発うごかすな！実行委員会 呼びかけ：原子力発電に反対する福井県民会議 高浜原発再稼働反対を訴えて、関西の方々と福井県の原発に反対する人たちが企画し、全国から参加者が歩きながらアピールし、各自治体に申し入れ。当会も越前市での宿泊、申し入れの調整を担当。協力者の方々に深甚の感謝。
6月6日	高浜原発動かすな！6.6高浜行動、6.6福井行動 主催：原発問題住民運動福井県連絡会
6月8日	福井県による県庁前抗議活動に対する自粛要請公文書に対する公開質問状に対する県からの面談回答（第1回目） 動画もあり→当会ホームページ参照
7月10日	福井県による県庁前抗議活動に対する自粛要請公文書に対する公開質問状提出（第2回目）
7月23日	映画「日本と再生」上映会 （於：嶋田病院7階 いちごホール）
10月4日	「教えて、マサヒコさん！中学生にもわかる原発相談室」（於：JR福井駅西口「ハピリン」） 主催：オール福井反原発連絡会
10月15日	大飯原発うごかすな！関電包囲全国集会 主催：大飯原発うごかすな実行委員会
10月28日	長沢啓行学習講演会「負の遺産 使用済み核燃料 原発再稼働と廃止措置」（於：鯖江市文化の館 2階会議室） 主催：サヨナラ原発福井ネットワーク 動画もあり→当会ホームページ参照 原発を動かせば出てくる核のゴミ。国は、その処分については目を閉じたまま再稼働を進めようとしている。核のゴミや廃炉についての議論をするための前提となる知識等について分かりやすく説明
11月5日	「もんじゅ廃炉！核燃サイクルを止める全国集会」国際交流会館
11月24日	福井県による県庁前抗議活動に対する自粛要請公文書に対する公開質問状に対する県からの面談回答（第2回目） 動画もあり→当会ホームページ参照
12月3日	大飯原発うごかすな！現地全国集会 主催：大飯原発うごかすな！実行委員会 500名の参加。
11月23～30日	核のゴミ3人写真展 （於：越前市中央図書館 入口）主催：「核のゴミ」写真展実行委員 伊藤孝司、森住卓、小林晃3氏のインド、オーストラリア、イギリスなどの核のゴミにまつわる写真を展示。若い方々も熱心に観ていました。
12月14～18日	核のゴミ3人写真展 （於：アオッサ 5階）

◆定例会開催：毎月第3木曜日

◆モーニングアピール：平日7：30～8：30（県庁前）

◆再稼働反対！金曜デモ：毎週金曜日 16:00～18：45（県庁前）